

JCRRRA 設立総会記念講演要旨

だれの子どもも被ばくさせないー「被ばくからの自由」と「避難の権利」ー

森松明希子（原発賠償関西訴訟原告団代表）

人には、無用な被ばくを避ける権利があります。被ばくを免れ健康を享受する権利は、生命に関わる基本的人権であり、「少しも被ばくしたくない」という思いは誰にも否定できません。これが絶対的被ばく拒否権です。

同時に、状況に応じて被ばく回避行動を選択する「選択的被ばく回避権」も認められるべきです。被ばく以外にも守るべき権利がある場合、その選択は個々人に委ねられるべきであり、特に加害の側から押し付けられるものではありません。子どもは親の判断なしには権利を行使できませんが、それによって被ばく拒否権が消えるわけではありません。避難制度が整わず避難したくてもできない人がいる一方、帰還政策が優先されることで望まない帰還を強いられる状況は、実質的な強制被ばくと言えます。

さらに、無用な被ばくを避けるためには、自らの被ばくに関する情報を知り、管理する「被ばく情報コントロール権」が不可欠です。放射能は目に見えず、低線量は五感で察知できません。どれだけ被ばくしたのかを知る権利は市民の側にあります。しかし福島第一原発事故直後、放射能の漏えい量や被ばく状況といった最も知りたい情報は即時に提供されず、後になって被ばくの実情を突きつけられることが繰り返されました。知って被ばくすることと、知らされずに被ばくさせられることは全く意味が異なります。

私が避難を続けているのは、福島原発事故による放射能汚染が「ある」からです。初期被ばく量も分からないまま、これ以上1マイクロシーベルトたりとも無用な被ばくを重ねたくありません。原発から漏れた放射能による被ばくは百害あって一利なしであり、私はそれを許可した覚えも許容した覚えもありません。避難は線源から遠ざかる最も直接的で効果的な防護手段であり、積極的被ばく回避権の行使です。避難を否定する社会は、自らの命を守る権利を手放す社会です。

「被ばくからの自由」は普遍的な基本的人権であり、福島だけの問題ではありません。核被害の脅威にさらされたとき、被ばくを強いる側に立つのか、権利を守る側に立つのかが問われます。有事の時こそ、子どもを含むすべての人の権利が奪われないよう、原発問題を人権問題として捉え直すことが必要です。「被ばくするか否かは私が決める」。この問いを市民社会で共有したいと考えています。

